

- 1 京都市新型インフルエンザ等対策行動計画について
 - ・（参考）行動計画の位置づけ
- 2 改定の背景等について
- 3 政府行動計画の改定のポイント
- 4 市町村行動改定にあたっての留意事項
- 5 改定に向けたスケジュール案

1 京都市新型インフルエンザ等対策行動計画について

新型インフルエンザ等対策行動計画（政府・都道府県・市町村）

- 新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ため、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すもの。
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成25年4月施行）に基づき、政府、都道府県、市町村それぞれの区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（行動計画）を作成。



京都市新型インフルエンザ等対策行動計画

- 平成21年4月にメキシコで確認され世界的大流行となった新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応を踏まえ、保健衛生分野に特化した「京都市新型インフルエンザ対策マニュアル（平成17年12月策定）」の考え方や取組を踏襲する形で、平成25年9月に策定、公表
- 新型インフルエンザ等の発生段階ごとに、「未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期」での対策を記載。
また発生段階ごとに、「1 実施体制、2 サーベイランス・情報収集、3 情報提供・共有、4 予防・まん延防止、5 医療、6 市民生活・市民経済の安定の確保」に分けて対策項目をそれぞれ記載。

(参考) 行動計画の位置づけ

(※京都府新型インフルエンザ等対策有識者会議資料等に基づき、京都市でまとめ)

根拠法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)

国

感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針

特定感染症予防指針

- インフルエンザ、性感染症、後天性免疫不全症候群、結核、麻しん、風しん、蚊媒介感染症 に関する予防指針

根拠法

地域保健法

地域保健対策の推進に関する基本的な指針

根拠法

新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)

新型インフルエンザ等対策政府行動計画

- 新型コロナ対応の経験等を踏まえ、令和6年7月に抜本改定

新型インフルエンザ等対策ガイドライン

- 以下の13項目についてのガイドライン

- ①情報収集・分析
- ②サーベイランス
- ③リスクコミュニケーション
- ④水際対策
- ⑤まん延防止
- ⑥ワクチン
- ⑦医療
- ⑧治療薬・治療法
- ⑨検査
- ⑩保健
- ⑪物資
- ⑫事業者・職場
- ⑬埋火葬

府・市

京都府感染症予防計画(京都府・京都市)
(令和6年3月改定)

- 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な計画であり、感染症対策の方向性を示すもの

健康危機対処計画(保健所及び地方衛生研究所)
(令和6年3月策定)

- 平時から感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため策定、予防計画の実効性を担保するもの
- 感染症予防計画及び新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ策定される位置づけ

京都府新型インフルエンザ等対策行動計画

- 感染症有事の際の具体的な対応策をあらかじめ整理し、平時の備えの充実を図るもの
- 政府行動計画・ガイドラインの改定を受け、令和7年3月改定

★令和7年度改定予定

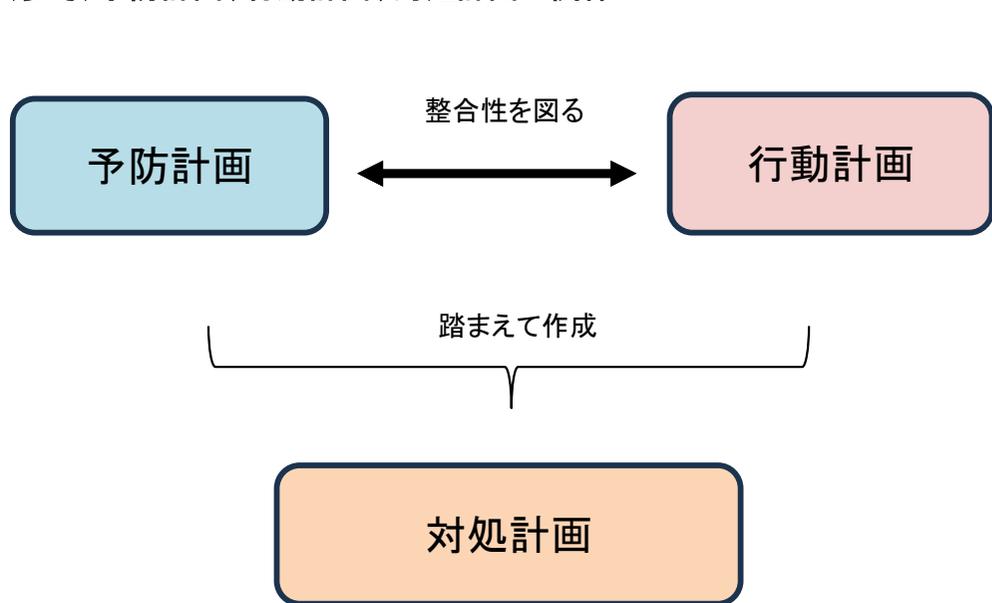
京都市新型インフルエンザ等対策行動計画

※政府及び府行動計画・府予防計画との整合を図る必要

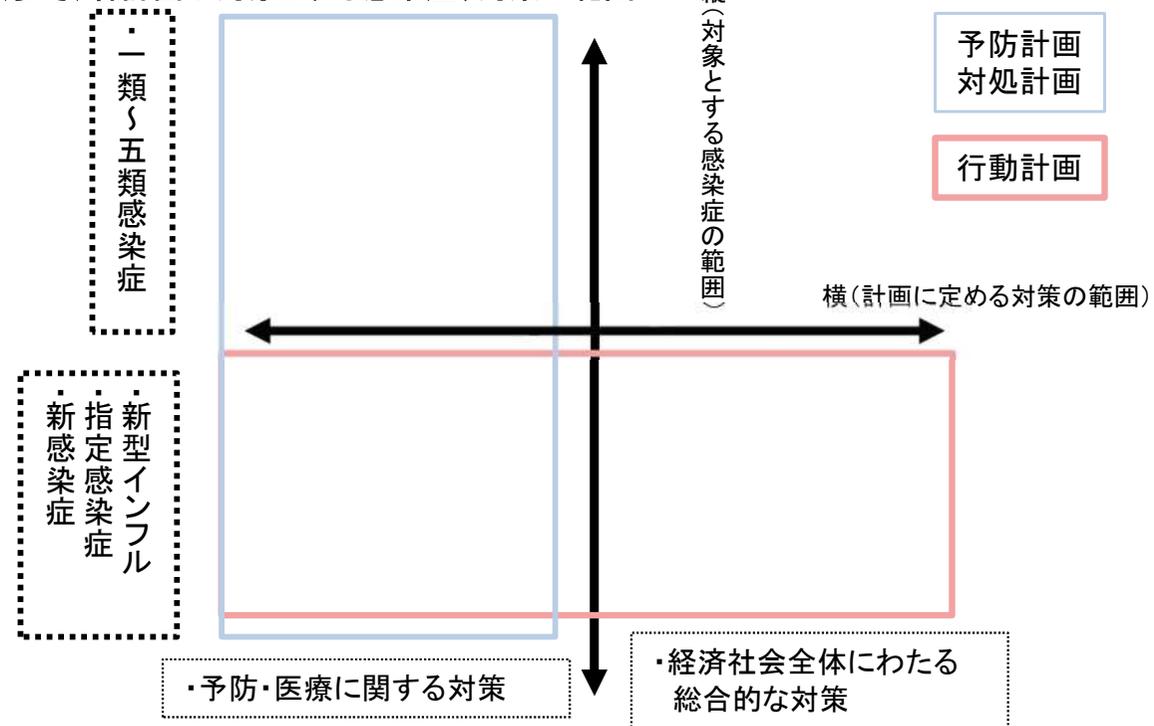
(参考) 行動計画の位置づけ (詳細)

	京都府感染症予防計画 (京都府・市) (令和6年3月改定)	京都市新型インフルエンザ等対策行動計画 (令和7年度改定予定)	健康危機対処計画 (保健所及び地方衛生研究所) (令和6年3月策定)
目的	感染症の発生予防及びまん延防止による公衆衛生の向上及び増進を図る	新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする	健康危機管理体制の構築・強化を目的に具体的方策を示し、予防計画等の実行性を担保するもの
対象とする感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一類～五類感染症 ・ 新型インフルエンザ等感染症 ・ 指定感染症 ・ 新感染症 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等感染症 ・ 指定感染症 (※1) ・ 新感染症 (※2) <p>※1 当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの ※2 全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防計画及び行動計画が対象とする感染症

(参考) 予防計画、行動計画、対処計画の関係



(参考) 各計画が対象とする感染症、対策の範囲



2 改定の背景等について

新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月策定）

○新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、初めて政府行動計画を抜本的に改正（令和6年7月）

- ・ 「内閣感染症危機管理統括庁」や「国立健康危機管理研究機構（JIHS）」の設置や、
- ・ 国・都道府県の総合調整・指示権限拡充、医療機関等との協定締結による準備体制の確立等の制度改正なども反映し、

新型インフルエンザ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指す



○これを受けて、京都府が「京都府新型インフルエンザ等対策行動計画」（府行動計画）を改定（令和7年3月）

⇒ 京都府下の各市町村においても、令和7年度中に市町村行動計画の変更を行う必要

- ・ 市町村行動計画は、特措法第8条第2項に掲げる事項を定める必要があり、また、政府行動計画及び都道府県行動計画と整合性をとる必要がある。

⇒ 政府作成の「市町村行動計画作成の手引き」及び府行動計画を参照し、改定

3 政府行動計画の改定のポイント

(※京都府新型インフルエンザ等対策有識者会議資料等に基づき、京都市でまとめ)

新型コロナウイルス感染症対応における主な課題

(1) 平時の備えの不足

(2) 変化する状況への対応の課題

(3) 情報発信の課題

政府行動計画改定にあたっての対応 (改定の主なポイント)

■ 平時の準備の充実

- ・ 新型コロナ、新型インフル以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実
- ・ 全体を3期(準備期、初動期、対応期)に分け、準備期の取組を充実

■ 複数の感染拡大への対応

- ・ 中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理

■ 対策の機動的切替え

- ・ 状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え

■ 情報発信の充実・強化

- ・ 偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションの在り方等を整理

■ 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- ・ 新型コロナ対応で課題となった点を中心に項目を独立させるなど、6項目だった対策項目を13項目※に拡充
特に水際対策や検査、ワクチン等の項目について、従前の政府行動計画から記載を充実

- ①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査
- ⑪保健 ⑫物資 ⑬国民生活及び国民経済の安定の確保

※下線部が拡充項目

- ・ 5つの横断的視点※を設定し、各対策項目の取組を強化
(※ 人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進、研究開発支援、国際連携)

4 市町村行動計画改定にあたっての留意事項

市町村行動計画において定める必要のある事項（特措法第8条第2項）

- 2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
 - 二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
 - 三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
 - 四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

改定にあたり特措法上必要なプロセス（特措法第8条）

- ・ 他の地方公共団体の長の意見聴取（他の地方公共団体に関係する事項を定める場合のみ）
（同条第3項）
- ・ 都道府県への報告（同条第4項）
- ・ 議会への報告・公表（同条第6項）
- ・ 学識経験者（感染症の専門家等）の意見聴取（同条第7項）

5 改定に向けたスケジュール案

時期	有識者会議	備考
令和7年6月20日(金) 14時～16時	第1回会議	
8月20日(水) 14時～16時	第2回会議	
11月頃	第3回会議	
12月～1月頃		中間案の市会への報告 中間案のパブリックコメント
令和8年2月頃	第4回会議	
3月		最終案の市会への報告 市行動計画改定